

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「1-1.2 麻痺・拘縮の有無」について★★

確認動作を実施し、規定の動作を行えるか（四肢の麻痺の有無）を評価する項目です。

1-1 麻痺

自動運動（本人が自分で動かす）で確認動作を行い、規定の動作ができるかどうかで判断。

※ 意識障害などで、自分の意思で四肢を十分に動かせないために、目的とする確認動作が行えない場合も「麻痺」と判断します。

1-2 拘縮

他動運動（調査員が動かす）で確認動作を行い、規定の動作ができるかどうかで判断。

㊦ 【調査状況】

本人：両上肢、右下肢は既定の高さまで自力で挙上できる。左足を自力で挙上するが、8割程度が限界。

調査員：他動的に左足を挙上すると、既定の高さまで挙上できた。

規定の高さ
（10割の位置）



【特記事項の記載例】

1-1.2 椅坐位で確認動作を実施。両上肢、右下肢は規定の動作を行える。

左下肢は自動で8割程度の挙上が限界であり、他動で確認すると10割まで挙上できたため、「4.左下肢」に麻痺ありと判断。拘縮はみられない。

<選択基準>

「自動」と「他動」との可動域の範囲を比較します。

自動、他動ともに8割の挙上であれば、可動できる範囲まで自分で動かせると判断し、麻痺は選択せず「4.膝関節」に拘縮ありと捉えます。

【介護認定の状況】（令和3.7.2時点）

5月申請 480件のうち審査会の予定が決まっていない数 11件

6月申請 500件のうち審査会の予定が決まっていない数 224件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）

☆㊦ 新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免についてのお知らせ ☆㊦

桐生市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入などの減少が見込まれる場合は、65歳以上の人の介護保険料が軽減されることがあります。詳しくは桐生市ホームページをご覧ください。利用者において該当される方がおりましたら、ご案内いただきますようお願いいたします。